

酪農学園大学大学院学生の留学に関する規程

制 定 昭和57年5月20日

最終改正 2007年6月22日

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学大学院学則第21条及び第24条の規定に基づき、酪農学園大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程に定める留学とは、研究科委員会の許可を得て、外国の大学等で本大学院における1学期相当期間又は1年在学し、学修すること又は研究指導を受けることをいう。

(外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学資格)

第4条 留学の資格は、本大学院の各課程の2年次以上に在籍している学生で、心身ともに健全であり学業成績が優秀で当該外国語の能力にすぐれている者とする。

(留学に必要な手続き)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を在籍する当該研究科の研究科長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は研究及び聴講の許可書を添えなければならない。

(留学許可)

第6条 留学の許可は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(留学期間等)

第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。

2 前項の期間は、修業年限に算入する。

(留学費用)

第8条 留学の費用は、すべて学生の負担とする。

(本大学院の授業料等の免除)

第9条 留学期間中の本大学院の授業料等は、免除する。

(留学報告)

第10条 学生は、次の書類を帰国の日から1か月以内に学長に提出するものとする。

(1) 留学に関する報告書

(2) 留学中の学業成績証明書又は研究証明書

(単位認定)

第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

2 前項により認定された単位数は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとする。

(修了の延期)

第12条 留学期間中に修了の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合は、本学における修了を1学期間延期することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和57年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年6月22日から施行する。